

最高裁秘書第4010号

令和3年12月27日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る諮問について（通知）

令和3年11月26日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

NHKに対し、最高裁判所裁判官室の写真の撮影及びその公表を許可した際に作成し、又は取得した文書（令和3年の文書）

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652

最高裁秘書第4090号

令和4年1月7日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

NHKに対し、最高裁判所裁判官室の写真の撮影及びその公表を許可した際に作成し、又は取得した文書（令和3年の文書）

2 苦情の申出がされた日

令和3年12月3日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和3年度（最情）諮詢第49号

(2) 謝問日

令和3年12月28日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第4091号

令和4年1月7日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

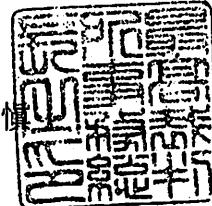
諮問番号 令和3年度（最情） 諮問第49号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和3年12月27日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、対象文書が存在する旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

NHKに対し、最高裁判所裁判官室の写真の撮影及びその公表を許可した際に作成し、又は取得した文書（令和3年の文書）

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、令和3年11月26日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 最高裁判所では、撮影の案内をする職員等において、ルートや撮影時間の目安を把握するために、撮影日のスケジュールを記載した文書を作成した。当該文書は本件開示申出に係る文書であるが、内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であることから、事務処理上必要な期間である撮影終了時をもって、当該文書を組織内で共有又は保存する必要性がないと整理し、廃棄した。

(2) 苦情申出人は、特定の報道機関のホームページに最高裁判所裁判官室の写真が公表されているため、対象文書が存在する旨主張するが、本件開示申出に係る文書は上記(1)記載の文書のみであり、これ以外に作成又は取得した文書は存在しない。報道機関からの撮影等の申請に対し、具体的にいかなる方式で意思

決定を行うかは、その性質上、個別に判断すれば足り、常に許可書等の文書を作成するわけではなく、本件については、許可書等の文書は作成していない。

なお、念のため、最高裁判所内を探索したが、本件開示申出に係る文書は存在しなかった。

(3) よって、原判断は相当である。